

1 用語の解説

1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標年次である2030年までに実行(※)する施策又は既に実行済みの施策 例) ○○インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 ■市用途が混在する△△地区については用途純化を進めます。 2030年までの間（さらには平成 32 年以降も）継続的に実施する施策 例) ○○地区の生産性の高い農地については、保全します。 <p>※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。</p>
～を図ります。 ～を検討します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね 20 年後（概ね2040年頃）の都市の姿を展望したうえで必要な施策であり、目標年次である2030年までには実行する可能性のある事項（条件が整えば実行する事項など） 例) ○○地区については、良好な低層住宅地の形成を図ります。 △△地区の山林についてはその景観の保全を図り、風致地区の指定を検討します。
～努めます。 ～目指します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年までには実行しない（できない）が、概ね 20 年後（概ね2040年頃）の都市の姿を展望したうえで必要な施策であり、それに向け都市計画以外の手法も含め努力する施策。 例) ○○道路沿線地区は、賑わいのある商業集積地区の形成を目指します。
(都)○○線	都市計画決定済みの都市計画道路名称
(仮称)○○	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)○○号	都市計画道路以外の一般国道
(主)○○線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)○○線	都市計画道路以外の一般県道

なお、『都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針』のうち『主要な施設の配置の方針』及び『自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針』のうち『主要な緑地の配置の方針』に関する記述の部分では、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～配置します。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都決済み又は都決予定の都市施設 （道路については都決されていない高規格幹線道路を含む） ※部分供用している道路等では記述が煩雑になるため、当該施設が整備済みであるか否かは関係なし。
～位置付けます。	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の施設 （構想段階の施設を含む）

2 個別

用 語		説 明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。「情報伝達技術」と訳される。ITとほぼ同義であるがICTでは情報・知識の共有に焦点を当てており、「人と人」「人とモノ」の情報伝達といった「コミュニケーション」がより強調されている。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
お	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
か	開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	河川	河川法の河川は、公共の水流及び水面で、直接一般の用に供されるものをいう。従って社会通念でいう河川のほか、放水路、湖沼等も含まれる。河川法の対象となり河川管理者が置かれ各種規制が行われる河川は、重要度の高い順から一級河川、二級河川及び準用河川に区分される。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
	幹線道路	全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道・一般国道・主要地方道・一般都道府県道など。
き	(既存の) ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	急傾斜地崩壊危険箇所	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m以上のがけ地のうち、崩壊の恐れがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭あい道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
く	区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなすもので、昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。

用 語		説 明
け	形態規制	用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込み及び規模（建ぺい率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。 1) 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道および都市下水路の 3 種類に分類される。 下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
	建築協定	住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
	建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
こ	広域道路	県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道のこと。
	高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道で、単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
	工場適地	工場立地の適正化を図ることを目的として、工場立地法に基づき実施される「工場適地調査」により、工場立地調査簿に記載された土地（未造成地を含む）をいう。
	交通安全施設	信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など交通の安全と円滑を図るために設置された施設。
	高度利用	高度利用とは、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
	コミュニティ	地域社会。居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。
さ	砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地を国土交通大臣が指定した土地のこと。
	産業	社会を営むうえで必要な経済活動であり、第一次産業（農林漁業）、第二次産業（製造業、建設業等）及び第三次産業（商業、サービス業、公務等）の総称。
し	市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。

用 語	説 明
市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当。
市街地再開発事業	既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
社会基盤	道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
住区基幹公園	比較的小規模な公園ことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
集約型都市構造	都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圈と捉える都市の考え方のこと。コンパクトシティともいう。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
す スイートバレー構想	県南部に広がる濃尾平野を流れる木曾三川流域(バレー)を中心とした地域に集積している、ソフトピアジャパン、テクノプラザなどのIT拠点、岐阜大学を始めとする教育研究機関、ハイテク産業などの資源を結集して、IT関連企業、コンテンツビジネスの一大集積地を形成し、世界に誇る情報価値生産の場『情場』づくりを目指す構想のこと。このコンセプトは、①交流、②連帯、③創造の3つをキーワードに全国・全世界的な情報の「受信・生産・発信の場」を構築するものであり、IT関連という一つ分野で集積を作れば、そこに人材が集まり、それに見合った産業やベンチャー企業が創出されることを狙ったものである。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金支払い方法)をETC搭載車両に限定しているインターチェンジ。
せ 製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。
た 大規模集客施設	建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。
大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則としてそのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域(近隣商業・商業・準工業地域)にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。

用 語	説 明
大規模集客施設立地制限地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
第一次産業	産業を 3 部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
第三次産業	産業を 3 部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。
ち 地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。概ね60km 以上で走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地区計画	都市計画法に定められた制度のひとつで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。
治水安全度	洪水に対する川の安全の度合いを表すもので、被害を発生させずに安全に流せる洪水の発生する確率（確率年）で表現する。たとえば、10年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/10年」、100年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/100年」と表現する。
駐車場整備地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。
超高齢社会	高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21%を超える社会。高齢化率が 7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。
調整池	短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。
て 低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。

用語	説明
低・未利用地	<p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>〔同種の概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。〕</p>
と 特別用途地区	<p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。</p>
都市型農業	<p>都市近郊における農業のこと。</p>
都市基幹公園	<p>都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。</p>
都市機能	<p>一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能であり、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んでさす場合も多い。ちなみに、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。</p>
都市計画区域	<p>都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。</p>
都市計画区域マスタープラン	<p>都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。</p>
都市計画道路	<p>都市の基盤的施設として都市計画法に基づく「都市計画決定」による道路のことであり、以下の4種類に区分される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市公園	<p>都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）

用 語		説 明
	都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
	都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
	土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
	土石流危険渓流	土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
な	内水対策	ポンプなどにより堤内に堪った雨水である内水を堤外地（河川や海など）に排除すること。
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。
は	配置密度	都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> 『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは10年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後20年以内に整備される延長を目標値として計上します。 『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内としています。 計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとしています。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えています。 「都市内道路整備プログラム策定マニュアル(案)」(平成9年10月建設省)によれば、望ましい配置密度は3.5 km/k㎡。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ほ	保安林	洪水、土砂の流出、崩壊等を防止する機能を特に発揮させることが必要な森林を指定すること。
	放射状道路	都市の中心部から周辺地域へ向けて放射状に伸びる道路。

用 語		説 明
ま	まちなか居住	改正中心市街地活性化法の支援スキーム（基本計画）に新たに付け加えられており、鉄道駅周辺など、都市の中心市街地（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図れること、また交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高められること、などのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	道路などの基盤整備が行われないまま、建築物が高密度に立ち並んでいる市街地。
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザイン（構想、計画、設計）。高齢者、障がい者、健常者など、全ての人に配慮した、環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。
よ	容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。
	用途規制	建築可能な建築物を制限すること。
	用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。都市計画決定権者は市町村であり、都道府県はその決定に対して同意を行う。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
れ	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。

※作成にあたっては、以下の文献などを参考にしています。

「三訂 都市計画用語辞典」 都市計画用語研究会編集（ぎょうせい）